

特記仕様書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、狭山市が発注する公共工事に必要な土地等の取得に伴う物件等の調査及び補償額等の算定の業務委託について適用するものとし、特に定めのない事項については、埼玉県物件調査等仕様書によるものとする。

(内 容)

第2条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

(1) 委託業務の名称

市道B第284号線物件調査積算業務委託

(2) 履行場所

狭山市 大字水野 地内

(配置予定技術者)

第3条 管理技術者とは、この物件調査等の主たる業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの物件調査等の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、狭山市業務委託契約約款第9条の規定により受注者が発注者に届け出た者をいう。

(業務委託の内容)

第4条 本業務の内容は次のとおりとする。

- | | | |
|------|---------------------------|----|
| (1) | 打合せ協議 | 一式 |
| (2) | 損失補償台帳作成 | 一式 |
| (3) | 物件調書作成 | 一式 |
| (4) | 非木造建物の調査及び積算 | 一式 |
| (5) | 機械設備の調査及び積算 | 一式 |
| (6) | 附帯工作物等の調査及び積算 | 一式 |
| (7) | 営業に関する調査及び積算 | 一式 |
| (8) | 動産に関する調査及び積算 | 一式 |
| (9) | その他通損に関する積算 | 一式 |
| (10) | 一般住家等（大規模な工場等以外）の移転工法案の検討 | 一式 |
| (11) | 消費税等の調査 | 一式 |

(成果品)

第5条 成果品は、埼玉県物件調査等仕様書成果物一覧表のとおりとし、その他必要となるもの等については、監督員の指示によるものとする。

(その他)

第6条 1 契約締結後、速やかに業務着手すること。

2 調査対象者等から苦情、意見があったときはすみやかに監督員に報告しなければならない。また、重大な事故が発生した場合はただちに報告しなければならない。

3 受注者は本業務の完了後といえども、受注者の失策または成果品に不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。